

山科区誕生 50 周年記念ロゴマーク 募集要項

1 趣旨

京都市山科区（以下、「山科区」という。）は、令和 8 年 1 0 月 1 日に誕生 50 周年を迎えます。区民の山科区誕生 50 周年の機運を高め、山科区への愛着をより一層深めることを目的に、「山科区誕生 50 周年記念ロゴマーク」を次のとおり募集します。

なお、本ロゴマークは、決定から令和 9 年 3 月末（50 周年事業実施期間）まで使用することを想定しています。

2 募集するロゴマークに求めること

- ・ 山科区誕生 50 周年を表現し、区民に親しまれるデザインであること。
- ・ 本事業の趣旨や目的に沿ったデザインであること。
- ・ 幅広い世代に伝わるデザインであること。
- ・ ユニバーサルデザインであること。
- ・ 山科区誕生 30 周年記念で作成した山科区のシンボルマークとの調和を考慮し、様々な広報媒体で活用できる汎用性のあるデザインであること。
- ・ 白黒での使用や拡大・縮小にも対応し、視認性を維持できるデザインであること。
- ・ 複雑すぎずデータ化が可能で、区民や民間企業等幅広い活用も想定できるデザインであること。
- ・ 未発表のオリジナル作品であること。
- ・ 著作権・商標権に抵触しないデザインであること。

3 応募資格

山科区在住・在学・在勤の方で、本事業の主旨に賛同し、募集要項に記載の内容に承諾いただける方。

※ 応募は 1 人 1 作品まで。

※ 未成年の方は、必ず保護者の同意を得てください。保護者の同意のない方の応募は採用を取り消すことがあります。

※ 選考の過程において、山科区への居住状況や通学・通勤状況が証明できる書類の提出を求めます。

4 応募方法

山科区役所ホームページにある応募フォームに必要な事項を入力し、作品データをアップロードしてください。応募時のファイル形式は PDF、JPEG または PNG のいずれかとし、データサイズは 10MB 以内としてください。（郵送や F A X 等、応募フォーム以外での応募はできません。御自身での応募が難しい方は、問合せ先まで御連絡ください。）

<応募フォームに入力する事項>

- ・ 氏名（ふりがな含む）、住所、電話番号、メールアドレス、年代
- ・ 職業（学生の場合は学校名・学年、山科に通勤している場合は会社名）
- ・ デザインの特徴、デザインに込めた思い、山科区への思い
- ・ 募集要項への同意
- ・ 未成年の場合は保護者の同意に関する確認

5 募集期間

令和7年8月20日（水）～令和7年10月6日（月）

6 選考方法

○ 一次選考 10月上旬（予定）

応募作品の中から山科区誕生50周年記念事業実行委員会にて採用候補作品3点を選出します。

○ 二次選考 11月下旬～12月下旬（予定）

一次選考で選出された採用候補作品3点を対象に区民等の投票を実施し、採用作品を決定します。

7 表彰及び結果発表

(1) 表彰

最優秀賞（1点） 賞金3万円と副賞

※ 最優秀賞は、採用作品の応募者に授与します。

優秀賞（2点） 副賞

※ 優秀賞は、採用候補作品3点のうち採用作品以外の2作品の応募者に授与します。

(2) 結果発表

令和8年1月下旬に山科区ホームページ等で発表を予定しています。

※ 受賞者には個別で通知します。

※ 令和8年10月1日（水）に開催予定の記念式典で表彰します。

8 ロゴマークの使用期間

ロゴマークの決定から50周年記念事業実施期間（令和9年3月末まで）を想定

9 注意事項

- (1) 応募作品は、本件のためにデザインした、未発表のオリジナル作品に限ります。問題が発生した場合、応募者が一切の責任を負い、その解決を行うものとします。

- (2) 応募作品の著作権、使用权、商標権その他一切の権利は、山科区役所に帰属するもの
とします。
- (3) 応募に係る費用（作品の制作費用も含む）は全て応募者負担とします。
- (4) 応募作品の元データは、採用作品の発表まで保存してください。
- (5) 採用作品は、データ化の際にデザインの一部を修正・改変する場合があります。
- (6) 応募に際して不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問
題が発生した場合、本市は一切責任を負いません。
- (7) 応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ
使用し、応募者本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。
なお、採用者の氏名、年代（学生の場合は学年）、山科区への在住・通学・通勤の状
況及び作品の説明は、公表させていただく場合があります。
- (8) 個別に応募受付の通知は行いません。また、採用候補作品の3作品を除き、個別に審
査結果の通知は行いません。
- (9) 選考経過、結果に関する問合せ及び異議の申立て等は一切受け付けません。
- (10) 採用決定後に、採用作品が本募集要項の内容に反することが判明した場合は、採用を
取り消すことがあります。
- (11) 本募集要項に定めのない事項については、山科区誕生 50 周年記念事業実行委員会の
判断により決定します。
- (12) 応募の段階で、本募集要項の全ての内容に同意したものとします。

【問合せ先】

山科区誕生 50 周年記念事業実行委員会 事務局

(山科区役所 地域力推進室 まちづくり担当)

電 話: 075-592-3088

メール:yamashina@city.kyoto.lg.jp